

平成 29 年度 東根市イノシシ管理事業実施計画書

1 被害の現状 (H27 実績)

地区	生息状況	被害品目	被害面積 (a)	被害量 kg	被害金額千円
東根	横ばい状況にある	水稻・米	800	23,700	3,800
高崎	横ばい状況にある	稲・水稻	250	6,000	1,800
東郷	増加傾向にある	水稻・米	200	4,534	1,430
合計			1,400	34,234	7,030

2 捕獲等の体制

- ・平成26年9月に、東根市鳥獣被害対策実施隊を設置し、現在77名の隊員による捕獲体制を組織している。
- ・研修会等へ積極的に参加し技術の向上を図り、安全で効果的な捕獲に取り組む。
- ・農業者及び農業協同組合等との連絡体制を強化し、年間を通じて適切な捕獲に取り組む。

3 捕獲計画数

区分	個体数調整数	実施時期	方法	主な捕獲地区
内容	100頭	4月～11月	箱罠・銃猟	東根・高崎・東郷地区
	100頭	11月～3月	銃猟・罠	東根・高崎・東郷地区
合計	200頭			

※実施時期、方法、地区等によって個体数調整数を分ける場合は、行を追加し記載すること。

4 侵入防止柵の設置等被害防止に関する取組み（取組み後の実績） (H28 までの実績)

地区	被害防除対策	生息環境管理	その他
東根地区	5,852m	<ul style="list-style-type: none"> ・誘引要因の除去指導 ・人工林の適正な管理と保全 ・里山林整備の育成 ・耕作放棄地等の適正な管理 	・電気柵
高崎地区	1,263m	"	・電気柵
東郷地区	6,219m	"	・電気柵

5 被害の軽減目標

現状値（H27）		目標値（H31）	
被害金額（千円）	被害面積	被害金額（千円）	被害面積
7,030	12.5ha	6,678	11.87ha

6 計画期間

計画期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

7 事業実施後の期待される効果（実施後は課題についても記載する。）

・年間を通して箱罟の設置を固定化することにより、イノシシの警戒心を弱めることが出来る。
また、適切な管理及び捕獲強化が出来ることから、個体数の調整を図ることが出来る。

8 位置図（ハンターマップ等）

- ・被害の発生位置を緑で囲み、その中で個体数調整を実施する地区を赤で囲む。
- ・ハンターマップは、県から実施計画を作成する市町村に配布する。県HPで閲覧可。

- ※1 鳥獣被害防止特措法第4条第1項の規定による被害防止計画を定めている場合には、これと整合性を図ること。
この場合、軽減目標には、被害防止計画の目標年度における目標値を記載して構わないこと。
- ※2 農作物被害が発生するおそれのあるものとして定める場合、被害の現状及び被害の軽減目標には、被害が無い旨を記載し、生息状況の欄に被害発生のおそれの根拠とする状況について記載すること。